

西宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和6年厚生労働省告示第168号。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年老発第0609001号厚生労働省通知）の例による。

(目的)

第3条 介護予防・日常生活支援総合事業は、次に掲げることを目的に実施する。

- (1) 高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止をするとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域の中で、人と人とのつながりを通じ、生きがいや役割等をもって暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う。

(事業内容)

第4条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを実施する。

- (1) 第1号事業（法第115条の45第1項第1号に基づく事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 予防専門型訪問サービス（省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービス）

(イ) 家事援助限定型訪問サービス（省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスに係る基準よりも緩和した基準によるサービス）

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 予防専門型通所サービス（省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービス）

(イ) 短期集中型通所サービス（保健・医療の専門職により提供される支援で、3月間で行われるサービス）（モデル実施）

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(ア) 介護予防ケアマネジメントA（介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメント）

(イ) 介護予防ケアマネジメントB（介護予防支援に係る基準よりも緩和した基準による介護予防ケアマネジメント）

- (2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号に基づく事業）

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(第1号事業の実施)

第5条 実施主体は、西宮市とする。

2 第1号訪問事業及び第1号通所事業のうち予防専門型通所サービスについては、前項の規定にかかわらず、第1号訪問事業又は第1号通所事業を行う者として法第115条の45の3第1項による市長が指定する者（以下「指定第1号事業者」という。）が、当該指定にかかる第1号事業を行う事業所により行われる第1号事業（以下「指定第1号事業」という。）を実施する。

2の2 第1号通所事業のうち短期集中型通所サービスについては、その事業の全部又は一部について、市長が適当と認める者に対し、その実施を委託できるものとする。

3 第1号介護予防支援事業については、法第115条の46第1項並びに法第115条の47第1項及び第4項に規定により、当該第1号介護予防支援事業について市長から委託を受けた者が運営する地域包括支援センターにより当該第1号介護予防支援事業を実施する。

4 法第115条の47第5項の規定により、前項に規定する地域包括支援センターは、第1号介護予防支援事業（市長が特に認める者を除き居宅要支援被保険者に係るものに限る。）の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

(指定の申請)

第6条 前条第2項の指定を受けようとする者は、省令第140条の63の5第1項に規定する申請書又は書類を当該指定の申請を市長に提出しなければならない。

2 指定の申請に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(指定期間)

第7条 指定第1号事業者にかかる省令第140条の63の7の市長が定める期間は、6年間とする。

(指定の更新)

第8条 法第115条の45の6第1項の更新を受けようとする者は、省令第140条の63の5第2項に規定する申請書又は書類を指定期間の満了日前までに市長に提出しなければならない。

2 指定の更新の届出に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(変更等の届出)

第9条 指定第1号事業者は、指定を受けた事項に変更があったとき又は、休止した指定第1号事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 指定第1号事業者は、指定第1号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 変更、廃止、休止又は再開の届出に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(第1号事業の対象者)

第10条 第1号事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 第1号被保険者であって、省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）

2 前項第2号に定める事業対象者に該当するための手続きを行うことができる第1号被保険者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 手続きを行う日前2月以内に、法第27条から第35条までの規定により、要介護者又は要支援者に該当しないと市長が認めた者。ただし、該当しないと認めた日から当該第1号被保険者の状態に著しい変化がないと認められる場合は、6月以内とする。

(2) 現に受けている事業対象者の有効期間満了後に引き続き前項第2号に定める第1号事業の対象者に該当するための手続きを初めて行う者。

(3) 短期集中型通所サービス及び介護予防ケアマネジメントBのみを利用する者のうち、当該サービスの利用に必要と見込まれる期間が満了する前に現に受けている事業対象者、要支援認定の有効期間が満了する者。

(4) その他市長が認める者。

(第1号介護予防支援事業の利用手続)

第11条 前条第1項第1号及び第2号に規定する対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）が第1号介護予防支援事業を利用するときは、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書に被保険者証を添付して、あらかじめ市長に届け出なければならない。なお、事業対象者にあつては、基本チェックリストをあわせて市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わり、当該居宅要支援被保険者等に対して第1号介護予防支援事業を行う者が代理することができる。

3 市長は、第1項の規定により届け出られた当該指定第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称を被保険者証に記載するものとする。

4 利用の手続きに関し、必要な事項は市長が別に定める。

(事業対象者の有効期間)

第12条 第10条第2項第1号、第2号及び第4号のいずれかに該当する者が事業対象者となった場合の有効期間は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

(1) 事業対象者として効力を生じた日（基本チェックリストを実施した日にさかのぼって、事業対象者としての効力を生じる）から当該日が属する月の末日までの期間

(2) 6月間

2 事業対象者として効力を生じた日（基本チェックリストを実施した日にさかのぼって、事業対象者としての効力を生じる）が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第2号の期間を事業対象者の有効期間とする。

3 第10条第2項第1号、第2号及び第4号のいずれかに該当する者にあつて、現に受けている事業対象者、要支援認定又は要介護認定の有効期間満了後に、引き続き第10条第1項第2号に定める手続きを行う場合、当該有効期間満了日の2月前から当該手続きを行うことができる。この場合の有効期間にあつては、第1項の規定にかかわらず、現に受けている事業対象者、要支援認定又は要介護認定の有効期間の満了日の翌日から6月間とする。

4 第10条第2項第3号に該当する者にあつて、現に受けている事業対象者、要支援認定の有効期間満了後に、引き続き第10条第1項第2号に定める手続きを行う場合、当該有効期間満了日の2月前から当該手続きを行うことができる。この場合の事業対象者の有効期間は、現に受けている事業対象者、要支援認定の有効期間の満了日の翌日から、短期集中型通所サービス及び介護予防ケアマネジメ

ントBの利用に必要な期間とする。

(第1号事業に要する費用の額)

第13条 省令第140条の63の2第1項第1号イ及びロ又は省令第140条の63の2第1項第3号イ及びロの規定により市長が定める第1号事業に要する費用の額は、別表第1に掲げる1単位の単価に市長が別に定める単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額は切り捨てて計算するものとする。

3 第1項の定めによらない事業の費用については市長が別に定める。

(事業対象者の区分支給限度基準額)

第14条 事業対象者の第1号事業支給費の区分支給限度基準額は、要支援認定により要支援1と認定された者にかかる介護予防サービス費等区分支給限度基準額を原則として超えることができない。

(第1号事業支給費の支給)

第15条 市長は、居宅要支援被保険者等が指定第1号事業者から指定第1号事業を受ける場合であって、次のいずれかに該当するときに第1号事業支給費を支給する。

(1) 当該居宅要支援被保険者等が第11条第1項の規定により第1号介護予防支援事業を受けることにつきあらかじめ市長に届け出ている場合であって、当該指定第1号事業が当該指定第1号介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画又は省令第140条の62の5第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画の対象となっているとき。

(2) 当該居宅要支援被保険者等が当該第1号事業を含む指定第1号事業に係る計画をあらかじめ市長に届け出ているときであって、市長が当該計画を適当と認めたとき。

2 法第115条の45の3第2項の規定による第1号事業支給費の額は、次に掲げる事業に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 指定第1号事業 第13条第1項及び第2項の規定により算定した費用の額の100分の90（政令第29条の2第1項の規定による所得の額が同条第2項に規定する額以上の居宅要支援被保険者等にあつては、同条第3項の規定に該当する場合をのぞき、100分の80、政令第29条の2第4項の規定による所得の額が同条第5項に規定する額以上の居宅要支援被保険者等にあつては、同条第6項の規定に該当する場合をのぞき、100分の70）に相当する額

(2) 第1号介護予防支援事業 第13条第1項及び第2項の規定により算定した費用の額の100分の100に相当する額

3 指定第1号事業者は、指定第1号事業その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者等に対し、指定第1号事業について居宅要支援被保険者等から支払を受けた費用の額のうち、第2項第1号に規定する額を第13条第1項及び第2項で定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定第1号事業に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載した領収証を交付しなければならない。

(第1号事業支給費の額の特例)

第15条の2 市長は、災害その他特別な事情があることにより、居宅要支援被保険者等が指定第1号

事業に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、当該居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 第1号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続きは、法第50条、第60条及び西宮市介護保険施行規則（平成11年西宮市規則第113号）第7条の規定により市長が別に定める西宮市介護保険料等減免処理要領の規定を準用する。

3 法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

（東日本大震災の被災被保険者に対する第1号事業支給費の額の特例等）

第15条の3 前条の規定にかかわらず、東日本大震災により被災した被保険者の第1号事業支給費の額の特例については、市長が別に定める東日本大震災の被災者にかかる西宮市居宅介護サービス費等の額の特例に関する取扱要領の規定を準用する。

（第1号事業支給費の審査及び支払）

第16条 市長は、第1号事業支給費の審査及び支払に関する事務を法第115条の45の3第6項の規定により国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託して行う。

（高額介護予防サービス費に相当する費用）

第17条 居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業の利用者負担額が著しく高額であるときは、地域支援事業実施要綱別記1の2（12）アの例により、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額第1号事業支給費」という。）を支給する。

2 前項に規定する高額介護予防サービス費相当事業の支給要件、支給額その他支給に関して必要な事項は、政令第29条の2の2及び附則第22条の例による。

（高額医療合算介護予防サービス費に相当する額）

第18条 居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業の利用者負担額（前条第1項の高額第1号事業支給費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者等に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として政令第29条の3第1項で定める額の合計額が著しく高額であるときは、地域支援事業実施要綱別記1の2（12）アの例により、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額医療合算第1号事業支給費」という。）を支給することができる。

2 前項に規定する高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給要件、支給額その他支給に関して必要な事項は政令第29条の3の例によるものとする。

（報告及び調査）

第19条 市長は、第1号事業支給費の支給又は委託費の支払に関して必要があると認めるときは、当該第1号事業支給費の支給を受ける者若しくは当該第1号事業支給費の支給に係る第1号事業を担当する者若しくは受託者又はこれらの者であつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせるものとする。

2 市長は、指定第1号事業者が行う第1号事業の内容について、省令第140条の63の6で定める基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は第1号事業支給費の支給について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採るため、必要に応じて法第115条の45の7の規定に基づき、指定第1号事業者若しくは指定第1号事業者であった者若しくは第1号事業の指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定第1号事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出又は提示を命じ、指定第1号事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定第1号事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定第1号事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他当該指定第1号事業者が行う第1号事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。

（苦情処理）

第20条 市長は、利用者及びその家族からの指定第1号事業に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

（指定期間の特例）

2 第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が、法第115条の45の6第1項に規定する更新の申請を初めて行う場合における第7条の適用については、同条中「6年」とあるのは、各号に定める期間とする。

（1） 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第13条の規定により法第115条の45第1項第1号イの第1号訪問事業の指定を受けたとみなされた者 当該申請を行った者が指定を受けている訪問介護の事業（当該第1号訪問事業と同一の事業所において一体的に運営される場合に限る。）に係る指定期間の満了する日までの期間（当該期間で1年満たない場合にあつては、当該期間に6年を加えた期間）。

（2） 整備法附則第13条の規定により法第115条の45第1項第1号ロの第1号通所事業の指定を受けたものとみなされた者 当該申請を行った者が指定を受けている通所介護の事業又は地域密着型通所介護の事業（当該第1号通所事業と同一の事業所において一体的に運営される場合に限る。）に係る指定期間の満了する日までの期間（当該期間で1年満たない場合にあつては、当該期間に6年を加えた期間）。

（第1号事業の対象者の判定等に関する特例）

3 市長は、この要綱の施行日前においても、第10条に規定による第1号事業の対象者の判定等に関し、必要な手続きを行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年8月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第13条関係）

サービス種類		1単位の単価
訪問型サービス	予防専門型訪問サービス	厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単位告示」という。）の規定により10円に西宮市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
	家事援助限定型訪問サービス	
通所型サービス	予防専門型通所サービス	単位告示の規定により10円に西宮市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント A	単位告示の規定により10円に事業所が所在する地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。
	介護予防ケアマネジメント B	